
2026(令和8)年3月26日

理事会・評議員会 承認



学校法人明泉学園・フェリシアこども短期大学
ガバナンス・コード
＜第2版＞ 2026年改定版

学校法人 明泉学園

フェリシアこども短期大学

本ガバナンス・コードは、日本私立短期大学協会「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード【第2版】」に準拠して策定しています。

目次

はじめに

第1章 経営の安定性・継続性の確保

1. 経営と教学の連携・協力
2. 中期的な計画の策定
3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方
4. 地域貢献

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

1. 理事会機能の充実
2. 監事機能の充実
3. 評議員会機能の充実
4. 会計監査人について

第3章 教学ガバナンスの充実

1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実
2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実
3. 教職員の資質向上

第4章 情報の公開と公表

1. 情報公開と発信

はじめに

私たち学校法人明泉学園（以下、「本法人」という。）及びフェリシアこども短期大学（以下、「本学」という。）は、これまで建学の精神を堅持し、独自の特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会に貢献してきました。この多様化する時代において、今後も安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていくことが必要です。

今般、2025年度より適用となる私立学校法改正に加え、今後ますます重視される認証評価等においても、さまざまな留意事項が求められることから、2024年11月に日本私立短期大学協会が改定した「私立短期大学版ガバナンス・コード」【第2版】を規範とし、適切なガバナンスを確保していくため、本学のガバナンス・コードを以下のとおり改定します。

元来ガバナンス体制は学校法人全体で担うものであるため、本コードは、短期大学を併設する学校法人を含め、法人全体で順守すべき内容にしております。このため、この文中で、理事、監事、評議員、理事長及び理事会、評議員会の記載はいずれも学校法人の役職、組織を指しております。また、各種法令や認証評価の基準を整理し、汎用的かつ簡潔な内容とし、コンプライアンスチェックに役立つ様式にしております。

この改定版ガバナンス・コードを活用することによって、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、ステークホルダーに対して説明責任を果たしていき、円滑な法人運営を図ってまいります。

第1章 経営の安定性・継続性の確保

本学は、これまで建学の精神を堅持し、独自の特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会に貢献してきました。この多様化する時代において、今後も安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていくことが必要です。

第1章においては、上記目的の実現のため、今後の経営の安定化・継続性の確保のために必要な事項について示します。

1. 経営と教学の連携・協力

(1) 教育目的の明示

1) 本学は建学の精神を以下のとおり掲げています。

本学は、1968年の創立当初から一貫して建学の精神「愛の教育」をすべての基盤として、乳幼児を愛情深く慈しみ育むことのできる乳幼児教育者の養成をおこなっています。建学の精神は、教育理念、教育研究上の目的、学位授与方針、三つの方針に貫かれ、ホームページやキャンパスガイド、学生ハンドブック等で内外に広く周知しています。

2) 独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、本学の教育目的を学則第1条で明示しています。

建学の精神に基づき、自分がどのような人生を送りたいかを主体的に選択する自己覚知を支援すると同時に、教育・福祉の専門知識を活かして、家庭にあっても社会にあっても、世界にあっても、自分のおかれた環境に地歩を固め、自分らしく生きることができる力を持った人材を育成することを教育目的としています。

これも建学の精神と同様に、ホームページやキャンパスガイド、学生ハンドブック等、内外に広く周知しています。

(2) 経営と教学の円滑な連携

1) 本法人は経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させるため、本学学長(以下「学長」)が法人及び理事と密接に関わっていくこととしています。このため、学長を理事として選任しています。

2) 本法人は学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するように努めています。

2. 中期的な計画の策定

1) 本法人は安定した経営が求められることから、中期的視点に立った計画的な経営を行うよう努めています。このため、2020年度から5年間の中期計画を5年毎に策定しています。

2) 中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする体制を整備しています。

3) この中期計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えています。

4) 中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいます。

5) 中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進

捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載しています。

3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

(1) 本法人は法令遵守のための体制を整えています。

1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備しています。

2) 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けていきます。

3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を法人事務局長に任命して開設し、通報者の保護を図るための体制を整備しています。

4) 健全な短期大学運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備しています。

4. 地域貢献

(1) 本学の社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努めています。

1) 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携協力できる体制を整えています。

2) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施しています。

3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えています。

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

理事・監事・評議員は、常に学校の歴史に培われた建学の精神を尊重するとともに、それぞれの役割を理解し、それに照らした学校経営及び運営判断に努める必要があります。

理事・監事・評議員の三者がその役割を連携することによって実現される自律的なガバナンス体制の確立の在り方について示します。

1. 理事会機能の充実

(1) 理事会は、本法人の最高意思決定機関です。本法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行っています。

- 1) 理事会は、本法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督しています。
- 2) 理事会は寄附行為の定めるところにより理事長が招集します。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営しています。
- 3) 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、必要に応じて業務執行理事を任ずるほか、業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしています。
- 4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしています。
- 5) 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えています。
- 6) 理事に対し、研修や情報提供の機会を設けています。

(2) 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理します。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、理事長を補佐して本法人の職務を掌理します。

- 1) 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理しています。
- 2) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行っています。
- 3) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。
- 4) 理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っています。

(3) 理事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによります。

- 1) 理事選任機関を設けています。
- 2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いています。
- 3) 寄附行為に定める人数の理事を置いています。また欠員が出た場合は速やかに補充しています。
- 4) 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されています。

①学長、校長及び園長（以下「学長等」という。）のうちから理事選任機関において選任した者 1人

②前号に掲げる者のほか、学識経験者、明泉学園の功労者、キリスト教の信者、その他のうちから理事選任機関が選任した者4人以上5人以内

5) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していません。

6) 理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していません。

7) 理事、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していません。また他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えていません。

8) 理事の任期は、監事及び評議員の任期を超えていません。

9) 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めています。

10) 外部理事を2人以上選任しています。

2. 監事機能の充実

(1) 監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、本法人としても適切な監査体制を整えます。

1) 監事は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しています。

2) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。

3) 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解しています。

4) 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に必ず出席し、意見を述べています。

5) 監事に対し、研修や情報提供の機会を設けています。

(2) 監事の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為に定めるところによります。

1) 監事は、評議員会の決議によって選任されています。

2) 監事を2人置いています。

-
- 3) 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していません。
 - 4) 監事は、本法人の理事、評議員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者を兼ねていません。
 - 5) 監事は、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していません。

3. 評議員会機能の充実

(1) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えるほか、法令に基づいた事項について意見の聴取を要する事項及び決議を要する事項について、諮問機関及び決議機関として重要な役割を担っています。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行います。

1) 次に掲げる事項について、理事会は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いています。

- ①重要な資産の処分及び譲受け
- ②多額の借財
- ③予算及び事業計画ならびに中期的な計画の作成又は変更
- ④役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- ⑤収益事業に関する重要事項
- ⑥私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- ⑦予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑧寄附金品の募集に関する事項
- ⑨その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2) 次に掲げる事項について、評議員会は決議しています。

- ①私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更
- ②私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

③合併

3) 理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合の手続きについて定めています。

(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものです。

1) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されています。

2) 評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けています。

(3) 評議員の選任は、私立学校法及び寄附行為の定めるところによります。

1) 評議員となるものは、次に掲げる者とし、適切に選任されています。

①本法人の職員 2名

②本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者 1名

③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者3名以上4名以内

2) 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めています。

3) 本法人の職員の評議員の数は、評議員の総数の3分の1を超えていません

4) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えていません。

5) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数を超える数を選任しています。また、欠員が出た場合は、速やかに補充しています。

4. 会計監査人について

(1) 文部科学大臣所管である短期大学は、会計監査人の選任が義務付けられており、適切に機能させる必要があります。

1) 会計監査人は、法令で定めるところにより、本法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しています。

2) 本法人は、法令に基づき会計監査人が求める書類について、適切に報告しています。

3) 会計監査人は、監事及び本法人担当者と連携し、適切な監査を行っています。

(2) 会計監査人の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところによります。

1) 会計監査人は、法令に基づく資格を持つ者を評議員会が選任しています。

第3章 教学ガバナンスの充実

短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を目的とすることが、学校教育法に定められており、地域社会の発展に寄与する存在です。学長は、本学の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証するとともに、短期大学の適切な管理運営に資するよう体制整備に努めるものとしします。

第3章では、本法人が設置する短期大学の役割と、それを果たすためのガバナンスの在り方について示します。

1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

(1) 本学は本法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げていますが、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、教育分野に基づき、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知します。

1) 学習成果を明示し、内外に周知しています。

2) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知しています。

(2) 本学は、安定した本学の運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められています。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定することになります。

1) 本学は、2023年度に認証評価を受け、適格の評価を受けています。今後も7年以内に1回の認証評価を受けていきます。

2) 定期的に自己点検・評価を行っています。

3) 本法人の中期的な計画のうち、本学に係る項目は認証評価機関の評価結果を踏まえた内容を記載しています。

2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実

(1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としています。特に本学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、本学の向上・充実に寄与するものです。

1) 学長は、本法人が定める規則等に基づき、適切な人材が選任されています。

2) 学長は、建学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めています。

(2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠です。本学の向上・充実のために、学長の補佐体制と教授会をはじめとする教員組織を整えています。

1) 本学には学長のほか、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いています。

2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べています。

①学生の入学、卒業及び課程の修了

②学位の授与

③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3. 教職員の資質向上

(1) 本学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要です。そのため、本学は、教職員の資質向上に努めます。

1) 教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適

切に実行しています。

2) 事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行しています。

3) 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されています。

第4章 情報の公開と公表

本法人は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努めています。

第4章においては、公開及び公表すべき情報とその運用について示します。

1. 情報公開と発信

(1) 本法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後3か月以内に計算書類その他の資料の作成等を行い、情報の公開又は公表ができるようにします。

1) 本法人は、法令に基づき、下記の資料を作成しています。

①寄附行為

②計算書類等（貸借対照表、収支計算書、事業報告書、これらの附属明細書）

③監査報告、会計監査報告

④財産目録等（財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準）

2) 1) の情報について、法令に基づき、事務所に備えて置き、請求があった場合には公開しています。

3) 本法人は、法令に基づき、1) の情報をインターネットの利用により公表しています。

4) 本法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備え置く必要があることは認識しているが、当学園の設立が古く、設立時の財産目録は消失していることを確認しています。

5) 本法人が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行っています。

(2) 本学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表します。

1) 本学は、下記の情報を公表しています。

①本学の教育研究上の目的及び

- i) 卒業認定・学位授与の方針、
- ii) 教育課程編成・実施の方針、
- iii) 入学者受入れの方針

②教育研究上の基本組織

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等

⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

⑧授業料、入学料その他学生から徴収する費用

⑨本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援

以上

附 則

1. このガバナンス・コードは、2021（令和3）年10月1日から施行する
2. このガバナンス・コードは、2026（令和8）年4月1日から施行する